

令和 7 年 12 月 4 日

県立都市公園の移動販売車営業者募集要項

下記により営業者を募集しますので、営業を希望する方は応募書を提出いただくようお願いします。

公益財団法人富山県民福祉公園
理事長 芝 田 聰

記

1. 募集概要

(1) 募集の目的

県民公園太閤山ランドをはじめ県立都市公園（以下、「公園」という。）において園内に移動販売車を設置し営業することで来園者の利便性を高めるため、営業者を募るもの。

(2) 営業者との契約

公益財団法人富山県民福祉公園（以下、「財団」という。）は、本募集により決定した者と別途営業契約を締結する。

(3) 募集項目（詳細は、別紙 1 のとおり）

県民公園太閤山ランド 5 者程度

富山県五福公園 3 者程度

(4) 募集のスケジュールの概要

- 令和 7 年 12 月 4 日（木）：公開、質問の受付開始（令和 7 年 12 月 15 日まで）
- 令和 7 年 12 月 18 日（木）：応募書の受付開始
- 令和 8 年 1 月 21 日（水）：応募書の締め切り
- 令和 8 年 1 月下旬頃：営業者の決定（予定）

2. 応募方法

次項に規定する「応募者の要件」を満たす者が、本要項第 8 項に規定する書類を財団に提出する。

3. 応募者の要件

食品衛生法第 55 条が規定する営業許可を持ち、かつ販売員も含め次の①から④までのいずれにも該当しない法人又は個人であること。

- 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更正若しくは再生手続中の者
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員
- 富山県暴力団排除条例に関する規則第 3 条に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- 過去に都市公園内での営業において不誠実な行いのあった者

4. 営業条件

(1) 営業契約の期間

別紙 1 のとおりとする。

(2) 各種許可の申請など

食品衛生法等関係法令を遵守し、営業するために必要な許可類は応募者の負担により処理する。

(3) 営業に係る手数料

① 営業 1 台 1 日あたり 2 千円とする。

② 県民公園太閤山ランドにおける指定イベント開催日については、営業 1 台 1 日あたり 3 千円とする。

(4) 施設の整備と保全

① 営業にあたっては、公園及び移動販売車を清潔な状態に維持するものとする。

② 財団は、必要があると認めた場合は、移動販売車内等を点検することがある。

(5) 営業日

別紙 1 のとおりとする。ただし、営業者は事前に具体的な営業日を財団に書面で申請し承諾を得るものとする。

(6) 営業品目

別紙 1 のとおりとする。ただし、販売品目の詳細については、営業者が決定した後に、営業者は財団あて書面にて販売品目の詳細について承諾を得るものとする。

(7) 来園者への応接方法

① 販売員等は、来園者には公園管理職員と同様に県民本位のサービス精神を保持し、来園者に対して適切な礼儀と言葉遣いをもって対応し、来園者に不快感を抱かせないよう対応するものとする。

② 販売員等には適切な服装を着用させるものとする。

③ アレルギー食材の使用有無について、利用者に適切に情報提供するものとする。

(8) 公園管理との協調

① 公園で開催されるイベントや工事等により営業が一時的に制限される場合がある。

② その他、営業活動の詳細は移動販売車営業登録者仕様書（別紙 3）によるものとする。

5. 売上手数料の支払い

営業日に都度支払うものとする。

6. 施設使用の制限

(1) 使用敷地など

別紙 2-1 及び 2-2 のとおりとする。

- (2) 営業しない日の店舗の扱い
移動販売車を営業する場合は、営業用資材の搬入は、所定の営業日のみとする。
- (3) 最大電力使用量、光熱水提供関係
別紙1のとおりとする。

7. 負担

- (1) 雜排水の処理

営業によって発生する雑排水は、来園者に対して安全な措置を講じた上で、指定する下水マンホールに排水するか又は、営業者自身が園外に搬出して適法に処理するものとし、園地又は園内の雨水側溝等に廃棄してはならない。

8. 募集と審査

- (1) 応募書

応募者は、次の書類を提出するものとする。

令和8年度県立都市公園移動販売車出店登録書

- (2) 審査方法

車両の仕様ほか必要な許可の内容及び応募者の適格性等を勘案して決定する。

- (3) 決定予定日及び通知方法

令和8年1月下旬に財団HP等で公表する。

- (4) 質問

下記宛先へ電子メールで送信する。ただし、設置場所の確認については各公園管理事務所（太閤山ランド：0766-56-6116、五福公園：076-432-5073）で直接対応する。

• 総務企画課川渕 info@toyamap.or.jp

回答は、財団のHPに掲載する。

- (5) 応募書の受付開始及び到着の締め切り

令和7年12月18日（木）午前9時から令和8年1月21日（水）午後5時まで

※休園日（12/23、12/29、12/30、12/31、1/1、1/2、1/3、1/6、1/13、1/20）を除く

9. 違約時の契約解除

本要項が規定する事項に違反して営業した場合には、財団は契約期間内であっても営業契約を解除できる。この場合、財団が被る損害については営業者にこれの補償を求める場合がある。

10. その他

応募者は、必要があれば現場を確認したうえで応募すること。

別紙 1

募集項目の詳細

募集種別	募集公園	売店名称又は設置場所等	営業日 営業日数	形態	箇所数・台数	募集者数	営業契約、移動売店登録、設置の期間	販売品目	電気の使用	水道の使用	光熱水費の負担
移動販売車	太閤山ランド	園内の指定場所※1	指定のイベント期間※1のうち年間3日以上、指定イベント以外の日は別途財団に協議する	車両型移動売店(店舗形態が車両または改造した車両によるもの、固定型の売店は除く)	全5台	5者程度	令和8年4月1日～同9年3月31までの1年間	飲料・軽食、雑貨等	可	可	財団が負担※2
	五福公園	野球場前	年間5日以上		全3台	3者程度		飲料・軽食、雑貨等	不可	不可	/

※1 指定場所及び指定イベントについて

【指定イベント】

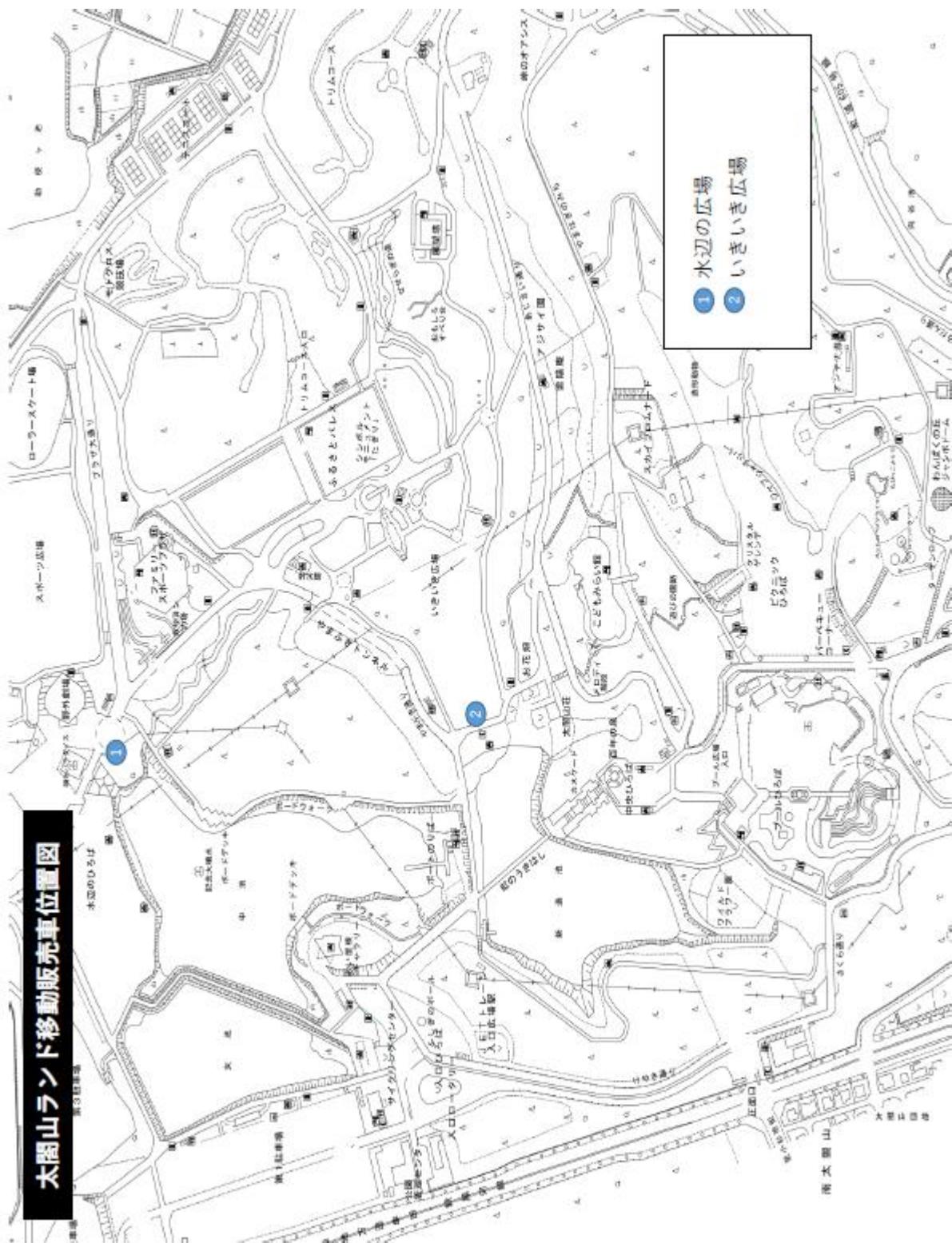
場所	予定日		イベント名	過去の参加者数	備考
水辺の広場	5/3(日・祝)	1日	いきいき射水 春の太閤山フェスティバル	R7年度:19,840人	
いきいき広場	6/19(金)から7/5(日)まで	15日	あじさい祭り	R7年度:87,733人	
水辺の広場	1/11(月・祝)	1日	左義長まつり	R6年度:15,730人	
水辺の広場	3/20(土)、3/21(日・祝)	2日	春のオープンフェスタ	R6年度:19,660人	

※2 電気・水道の経費負担について

場所	電気の使用	水道の使用	光熱水費の負担
水辺の広場	可 (1者あたり電灯20A未満まで)	可	財団が負担
いきいき広場	可 (1者あたり電灯20A未満まで)	可	財団が負担

※左義長まつりについては営業者の方で発電機等を準備すること

太閤山ランド移動販売車位置図



五福公園移動販売車位置図



移動販売車営業登録者仕様書

1. 登録条件

本件募集要項第3項（応募者の要件）を満たすほか、次の各条件を全て満たすことができる者。

2. 営業形態

- ① 営業に必要な資機材全てを1台の車両に収納でき、営業場所までの移動及び営業は、その車両1台のみで対応可能であるものとする。
- ② 営業に使用する車両は、富山県食品衛生条例別表第2に掲げる設備を有するものとし、テントや建屋等を展開する形態は認めない。
- ③ 年間の営業予定日をあらかじめ書面で財団に提出し、承認を受けなければならない。
- ④ 財団が指定する場所で営業するものとし、指定場所以外での営業はできない。

3. 営業者等の条件

食品衛生法第55条が規定する営業許可を受けた者であり、かつ令和5年4月1日から令和7年12月31日までの間に、財団が管理する公園において、合わせて5日間以上の適正な営業実績のある者。なお、適正な営業実績については、財団は、施設管理者及びその施設におけるイベント主催者に対応状況の問い合わせを行うことがある。

4. 諸申請

営業者は、次の事項の許可や加入を自らの負担において、営業を始める日までに完了するものとする。

- ① 食品衛生責任者ほか、当該営業に関わる法・条例に規定する全ての必要事項。
- ② 販売する商品が元で発生する食中毒等の各種のトラブルによる第三者の損害を賠償するために、請求額が対人1名70,000千円以上、1事故・期間中300,000千円、対物1事故・期間中5,000千円以上の損害賠償責任保険に加入し、その加入証書の写しを事前に財団に提出すること。

5. 営業方法

営業者は、申請し許可された車両のみを公園内に乗り入れて営業できるものとする。

6. 営業時間

営業時間は、午前10時から午後4時までを基本とし、イベントの内容や天候による時間短縮及び延長は、財団が判断し、指示する。

7. 施設設備使用条件

- ① 財団では、県民公園太閤山ランドに限り、移動販売車1台あたり20A未満の電源及び水道を提供する。その他の場合については、営業者がその負担において準備しなければならない。
- ② 調理等で使用した雑排水は、営業者の負担において公園外に搬出して適正に処理するものとし、公園内の水飲み場や側溝その他舗装などに放置・放流してはならない。その放

置・放流により財団が被る被害については、財団は営業者にその弁済を求めることがあるものとする。

- ③ 営業車両の公園内への進入において、車両が舗装他公園を破損・損傷させないよう留意するものとし、破損・損傷させた場合は、直ちに財団にその旨を報告し、営業者の負担において原形に復するものとする。

8. 営業車両等の管理

- ① 営業者は営業中、使用する電力や発電機などに来園者が設備に不用意に触れないよう管理するものとする。
- ② 公園内を営業車両が移動するときは、安全を最優先に時速 20Km 以下で徐行し、かつハザードランプをつけ、来園者にクラクションなどを鳴らしてはならない。
- ③ 営業を手伝う者は、許可車両以外の車両を公園内に乗り入れてはならない。
- ④ 営業により発生するゴミ類は営業者において園外で適正に処分するものとし、ゴミが園内に散乱しないよう管理し営業後は清掃するものとする。

9. その他

- ① 公園利用の妨げとなる迷惑行為等は行ってはならない。仕様書等の条件を遵守できない場合は、財団の判断により途中でのその日の営業を停止させ、又は、登録を取り消し、以後の契約期間内の全ての日の営業をさせないことがあるものとし、その場合、既に納入した手数料は返還しない。
- ② なお、上記により営業を中止させ、又は登録を取り消すことによって登録者が被る損害については、財団はこれを補償しない。
- ③ 営業者は、相当の荒天などで予定の営業を中止できるものとするが、中止の判断は、事前に財団が行う。営業開始後に雨天等により中止する場合は手数料を返還しない。これによって生じる営業者などの損害は補償しない。
- ④ 出店物、商品の管理は出店者が責任をもって行うものとし、当日の事故、損害等について財団は一切責任を負わない。
- ⑤ 出店者は出店場所付近にゴミ箱を必ず設置することとし、出店場所及び周辺は各自美化に努めること。また、営業終了後は、必ず周辺を清掃し、ゴミ、売れ残った商品等は持ち帰ること。
- ⑥ 営業者の都合により当日出店出来なくなった場合は、事前に財団に連絡するものとする。
- ⑦ 営業者と来園者等の間でトラブルがあった場合は、その大小に問わらず、直ちに財団に報告すると共に書面で記載して報告するものとする。

令和 年 月 日

令和8年度県立都市公園移動販売車出店登録書

●下記に必要事項をご記入の上、必要書類を添付しお申し込みください。

店舗名又は社名	(フリガナ)	
代表者氏名	(フリガナ)	
住所	〒	
連絡先	TEL	FAX
	メールアドレス	
現場責任者 〔代表者と同一の 場合は記入不要〕	(フリガナ)	
	TEL	
販売商品・店舗PR (別紙添付でも可)	(商品名・金額など)	
出店する公園	<input type="checkbox"/> 県民公園太閤山ランド <input type="checkbox"/> 富山県五福公園	
出店希望日・日数 (公園ごとに記載)		
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ■食品衛生法が規定する営業許可証の写し ■移動販売車両の車検証の写し ■移動販売車両の写真(過去のイベント出店の様子など) 	